第二号中「都市計画税額」とあるのは「都市計画税額（当該特例適用家屋が同条の規定の適用を受け、かつ、当該専有部分が同条の規定の適用を受ける部分である場合には、同条の規定の適用後に当該区分所有者が納付する義務を負うものとされる額）」と、同項第三号中「都市計画税額」とあるのは「都市計画税額（当該特例適用家屋が法附則第十五条の十一の規定の適用を受ける場合には、同条の規定の適用後の額）」とする。

附則第十二条の二を附則第十二条の三とする。

附則第十二条の次に次の一条を加える。

（法附則第十五条の十一第一項の特別特定建築物）

第十二条の二　法附則第十五条の十一第一項に規定する特別特定建築物で政令で定めるものは、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成十八年政令第三百七十九号）第五条第三号に規定する劇場及び演芸場並びに同条第四号に規定する集会場及び公会堂とする。

附則第十四条第二項中「附則第十九条の二第二項第二号」を「附則第十九条の二第三項」に、「市街化区域農地（以下「市街化区域農地」という。）」を「通常市街化区域農地」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「附則第十九条の二第一項」を「附則第十九条の二第一項第二号」に改め、同項第一号中「都市計画法」の下に「第十一条第一項の規定により同法」を、「第五十五条第一項の規定による」の下に「同法第二十六条第一項に規定する」を加え、同項第三号中「第十二条の規定による」を「第十二条第一項に規定する」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法附則第十九条の二第一項第一号に規定する政令で定める農地は、生産緑地法の一部を改正する法律（平成三年法律第三十九号）の施行の日以後に都市計画法第八条第一項の規定により定められた生産緑地法（昭和四十九年法律第六十八号）第三条第一項に規定する生産緑地地区の区域内の同法第二条第三号に規定する生産緑地（次条第二項第三号において「生産緑地」という。）である農地のうち、次に掲げるものとする。

一　生産緑地法第十条第一項に規定する申出基準日（以下この号及び第三号において「申出基準日」という。）までに同法第十条の二第一項の規定による指定がされなかつた農地であつて、当該申出基準日の属する年の翌年の一月一日（当該申出基準日が一月一日である場合には、同日）を賦課期日とする年度以降の各年度に係る賦課期日に所在するもの

二　生産緑地法第十条の三第二項に規定する指定期限日までに同条第一項の規定による期限の延長がされなかつた農地であつて、当該指定期限日の属する年の翌年の一月一日（当該指定期限日が一月一日である場合には、同日）を賦課期日とする年度以降の各年度に係る賦課期日に所在するもの

三　生産緑地法第十条の六第一項の規定による特定生産緑地の指定の解除がされた農地であつて、当該指定の解除の日（申出基準日前に当該指定の解除がされた場合には、当該申出基準日。以下この号において同じ。）の属する年の翌年の一月一日（当該指定の解除の日が一月一日である場合には、同日）を賦課期日とする年度以降の各年度に係る賦課期日に所在するもの

附則第十四条に次の一項を加える。

4　法附則第十九条の二の二第三項に規定する特別の事情として政令で定めるものは、法附則第十九条の二第一項に規定する田園住居地域内市街化区域農地に係る前項各号に掲げる事情とする。

附則第十四条の二第二項第三号中「都市計画法第八条第一項第十四号に掲げる生産緑地地区の区域内の」を「生産緑地である」に改め、同項第四号中「該当しない」を「該当する」に改め、同項に次の一号を加える。

五　前条第二項各号に掲げる農地に該当しないこととなつたこと。

附則第十四条の三中「当該市街化区域農地」の下に「（法附則第十九条の二第一項に規定する市街化区域農地をいう。以下同じ。）」を加える。

附則第十四条の六の見出し中「に規定する市街化区域農地」を「の市街化区域農地」に改め、同条第一項中「上欄に掲げる」の下に「法附則第十九条の三（法附則第二十七条の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の」を加え、「に読み替えるもの」を削り、同項の表法附則第十九条の三第一項中表以外の部分の項中「法附則第十九条の三第一項中表以外の部分」を「第一項」に改め、同表法附則第十九条の三第一項の表の項中「法附則第十九条の三第一項の表」を「第一項の表」に改め、同条第二項中「においては」を「には」に改め、「及び第三項」の下に「（法附則第二十七条の規定によりこれらの規定の例によることとされる場合を含む。）」を加え、同条第三項中「上欄に掲げる」の下に「法の」を加え、「に読み替えるもの」を削り、同項の表法附則第十九条の四第六項の項中「法附則第十九条の四第六項」を「附則第十九条の四第六項」に改め、同表法附則第二十七条の二第六項の項中「法附則第二十七条の二第六項」を「附則第二十七条の二第六項」に改め、同条第四項中「附則第二十九条の五第一項から第十九項まで」を「附則第二十九条の五」に改め、「上欄に掲げる」の下に「同条の」を加え、「に読み替えるもの」を削り、同項の表法附則第二十九条の五第一項の項中「法附則第二十九条の五第一項」を「第一項」に改め、同表法附則第二十九条の五第二項の項中「法附則第二十九条の五第二項」を「第二項」に改め、同表法附則第二十九条の五第三項の項中「法附則第二十九条の五第三項」を「第三項」に改め、同表法附則第二十九条の五第四項の項中「法附則第二十九条の五第四項」を「第四項」に改め、同表法附則第二十九条の五第五項の項中「法附則第二十九条の五第五項」を「第五項」に改め、同表法附則第二十九条の五第七項の項中「法附則第二十九条の五第七項」を「第七項」に改め、同表法附則第二十九条の五第八項の項中「法附則第二十九条の五第八項」を「第八項」に改め、同表法附則第二十九条の五第十二項の項中「法附則第二十九条の五第十二項」を「第十二項」に改め、同表法附則第二十九条の五第十六項の項中「法附則第二十九条の五第十六項」を「第十六項」に改め、同表法附則第二十九条の五第十七項の項中「法附則第二十九条の五第十七項」を「第十七項」に改め、同表法附則第二十九条の五第十八項の項を削る。

附則第十五条第一項中「第二十七条の四及び」を「第二十七条の四又は」に改め、同項第三号中「、附則第十九条の三第一項本文又は附則第二十九条の七第二項」を「又は附則第十九条の三第一項本文若しくは第二十九条の七第二項」に改め、同項第七号中「第二十項」を「第十九項」に改め、同条第二項中「平成二十七年度から平成二十九年度まで」を「平成三十年度から平成三十二年度まで」に改め、同項第三号中「平成二十六年度」を「平成二十八年度」に、「平成二十七年度」を「平成二十九年度」に改め、同条第三項中「平成二十七年度に」を「平成三十年度に」に、「平成二十八年度」を「平成三十年度」に、「平成二十八年度分」を「平成三十年度分」に、「平成二十九年度」を「平成三十一年度」に、「平成二十九年度分」を「平成三十一年度分」に改め、同条第四項中「平成二十七年度から平成二十九年度まで」を「平成三十年度から平成三十二年度まで」に改め、同項第二号中「平成二十六年度」を「平成二十八年度」に、「平成二十七年度」を「平成二十九年度」に改め、同条第五項中「、第五十四条の四十五第二項第二号、附則第十一条第二十三項及び第二十四項並びに附則第十一条の二第二項第二号」を「及び第五十四条の四十五第二項第二号並びに附則第十一条第二十四項及び第二十五項並びに第十一条の二第二項第二号」に改める。

附則第三十一条の二を削る。

附則第三十三条第十五項第一号中「第十五条の十」を「第十五条の十一」に改め、「都市計画税額」の下に「（特例適用家屋が同条の規定の適用を受ける家屋であるときは、同条の規定の適用後の額）」を加え、同項第二号中「第十五条の十」を「第十五条の十一」に改め、「都市計画税額」の下に「（特例適用家屋が法附則第十五条の十一の規定の適用を受ける家屋であり、かつ、当該専有部分が同条の規定の適用を受ける部分であるときは、同条の規定の適用後に当該区分所有者が納付する義務を